

別図



この地図は、東京都縮尺1/2, 500地形図を使用（7都市基交第868号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）7都市基街第164号、令和7年8月13日

都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、国立都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和七年十月七日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 国立都市計画都市高速鉄道 東日本旅客鉄 追加する部分 道南武線 国立市大字合保字御経塚、字滝之院、字坂屋上、字峯上、字中峯下、字上峯下及び大字石田字鶉久保各地内 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び国立市役所 三 縦覧期間 公告の日から二週間 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和七年十月七日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 立川都市計画道路		
公告する。 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和七年十月七日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 立川都市計画都市高速鉄道 東日本旅客鉄 追加する部分 道南武線 立川市羽衣町三丁目、錦町一丁目及び柴崎町三丁目各地内 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び立川市役所 三 縦覧期間 公告の日から二週間 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和七年十月七日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 立川都市計画道路		三・四・八号 削除する部分 立川市錦町一丁目及び羽衣町一丁目各地内 変更する部分 立川市柴崎町三丁目、錦町一丁目、羽衣町一丁目及び羽衣町二丁目各地内 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び立川市役所 三 縦覧期間 公告の日から二週間 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

